



平成 9 年 2 月 5 日

芦別市長 林 政 志 様

芦別市特別職報酬等審議会

会長 沖 本 辰 夫

特別職の報酬等の改定について（答申）

平成 8 年 11 月 11 日付 8 職第 210 号をもって諮問のあった
特別職の報酬等の改定について慎重に審議した結果、別紙のとおり
答申します。

答

申

特別職の報酬等の改定についての諮問に対し、次の額及び実施時期が適当であると認め答申する。

1 報酬等の額

市議会議長	報酬月額	385,000円(アップ率4.90%)
市議会副議長	報酬月額	336,000円(アップ率5.99%)
市議会議員	報酬月額	315,000円(アップ率6.78%)
市長	給料月額	880,000円(アップ率4.39%)
助役	給料月額	718,000円(アップ率4.21%)
収入役	給料月額	615,000円(アップ率4.59%)

2 実施時期

平成9年4月1日

1 はじめに

特別職の報酬等の見直しに当たり、芦別市特別職報酬等審議会条例に基づき平成 8 年 1 1 月 1 1 日特別職報酬等審議会が設置された。

本審議会は、同日直ちに会議を開き会長及び副会長を互選した後、市長から本市の特別職の報酬等についての諮問を受け、引き続き事務局から審議に必要な資料の説明があった。

これを受けて 3 回にわたって審議会を開催し、

- 本市のおかれている社会経済状況と財政状況
- 本市と他市との特別職の報酬等の比較
- 市議会議員一人当たりの経費の全道比較
- 他市の報酬等審議会の動向

等を慎重に検討した結果、別紙のとおり結論を得たので答申に至ったものである。

2 市議会議員の報酬について

市議会議員の報酬は、平成5年4月に、

議 長	367,000円
副 議 長	317,000円
議 員	295,000円

に改定したものである。

法的に市議会議員は、非常勤の特別職とされているが、その職務の内容は、近年における地方行政の多様化に伴って専門職化の傾向にあり、また、多面的な議会活動展開のため情報収集、調査、研究等が常態化しており、一層の効率的かつ的確な行政の推進を図るうえからも最小限の経費負担の必要性、さらには、道内における人口5万人以下の17市の議員報酬額を調査したところ、平成5年4月以降現在までの間に15市が報酬改定を行っている現状に鑑み、本審議会は、議長、副議長及び議員の職責上の平衡、類似都市との均衡等を考慮しつつ報酬額を決定したものである。

3 三役の給料額について

三役の給料額は、平成5年4月に、

市長 843,000円

助役 689,000円

収入役 588,000円

に改定したものである。

21世紀を見据え、愛と活力あふれる文化都市実現に向けた諸施策の展開や多様化する住民ニーズの対応に一段と複雑、高度化する傾向にあつて、特別職の責任と果たすべき役割はますます重要となっている。

また、人口の漸減、長引く景気の低迷等当市を取り巻く厳しい社会経済情勢にあつて、市の財政状況は厳しさを増しており一層の簡素で効率的な行財政運営が求められるところである。

しかしながら、特別職の給料は、これまで3年間据え置いたことから、類似都市との均衡上改定はやむ得ないとの判断のもと、本審議会は、三役と一般職職員との職責上の較差、類似都市の動向、市民感情等を考慮しつつ給料額を決定したものである。

4 実施時期について

この改定については、平成9年4月1日から実施することが
適当と判断した。

終わりに、

今回の答申については、当市を取り巻く諸般の厳しい情勢及び財政状況等を考慮した結果であり、引き続き事務事業の見直しや行政改革を積極的に推進し、一層の経費節減に努力されるよう要望するとともに、今後、特別職の報酬等の改定に当たっては、毎年審議会を開催する中から広く意見を徴し対処されるよう申し添えたい。